

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示 人材政策室 1頁

告 示

三重県教育委員会告示第三十二号

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示を次のように定めます。

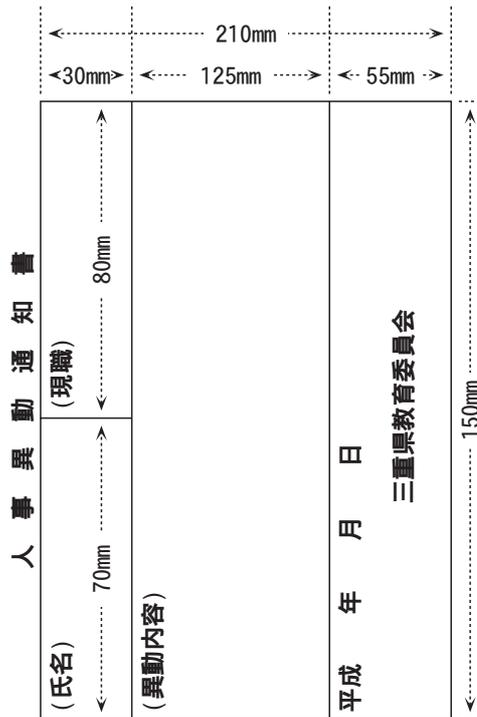
平成二十年十二月二十六日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項について（昭和三十四年教育委員会告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

- 一 人事異動通知書 1 様式を次のように改める。
- 1 様式



- 二 懲戒処分書 2 記載事項 (2) を次のように改める。

② 算給の要領

(氏名)	(現職)	学校 ア
地方公務員法第29条第1項により 年 月 日から 月 (日)間給料の月額 の 分の1を減給する		

注 教職調整額を支給される職員については、「給料の月額」を「給料の月額に教職調整額を加算した額」とする。

附 記

1) 6月1日現在 平成19年度 11月1日現在 平成19年度 12月1日現在 平成19年度

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社